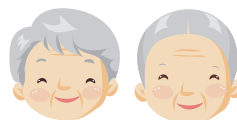


公的年金等を受給されている方へ



「年金所得者のうち、その年中の公的年金等の収入金額が400万円以下である人が、その他の所得が20万円以下であるときは、確定申告が不要」とされています。しかし、そのような場合でも、所得税の還付を受けるための申告書を提出することはできます。下のフローチャートで、確定申告が必要かどうかをお確かめください。

公的年金等の収入金額（2力所以上ある場合は、その合計額）が400万円以下である。

いいえ

はい

【例】給与収入が85万円の人

給与収入85万円－給与所得控除額65万円＝所得20万円



はい

※収入と所得は違います。

公的年金等に係る雑損所得以外の所得金額が20万円以下である。

いいえ

はい

所得税が源泉徴収されている。

はい

いいえ

計算の結果、還付または株式等の損失があるなど。

はい

いいえ

納付額があっても税務署への所得税の確定申告書の提出は不要ですが、
★加賀市への住民税の申告が必要な場合があります。

税務署に所得税の確定申告書を提出してください。

★住民税の申告は不要です。

確定申告についてのお問い合わせは

小松税務署へ ☎0761-22-1171

★公的年金等に係る雑損所得のみがある人で「公的年金等の源泉徴収票」に記載されている控除（社会保険料や配偶者、扶養など）以外の各種控除（医療費、生命保険料など）の適用を受けるとき。

★金額にかかわらず、公的年金等に係る雑損所得以外の所得があるとき。

注意①：年金の源泉徴収票に記載されている控除以外に控除の追加がなく、かつ、他に所得がない場合は住民税の申告は不要です。

注意②：毎年秋に年金機構等から受給者宛に「扶養親族等申告書」の提出依頼が送られています。未提出や未訂正により、扶養控除等の情報が反映されずに税額計算されてしまうことがあります。お手元の公的年金等の源泉徴収票を必ずご確認ください。